

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）および需給契約要綱を必ずお読みください。

なお、電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）および需給契約要綱は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）（以下「標準約款」といいます。）、需給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「接続供給会社」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、電磁的方法、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 原則として当社が提供するWebサービス「ほくでん首都圏ポータルサイト」にご登録いただきます。
- (3) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
 - ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約したくないポイントなどが失効する場合があります。
 - ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約したくない継続利用期間が消滅する場合があります。
 - ニ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、接続供給会社との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、標準約款および契約要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでん首都圏ポータルサイト」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまとの協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

5. 契約電流、契約容量または契約電力の決定方法

契約電流、契約容量または契約電力は、原則として次により決定いたします。契約電流等の決定方法は、料金プランによって異なりますので、詳しくは各契約要綱をご確認ください。

- (1) お客様の申出により定める場合
各契約要綱に定めるアンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (2) 契約主開閉器の定格電流により定める場合
契約主開閉器の定格電流にもとづき、各契約要綱に定める算定方法により算定された値といたします。
- (3) 最大需要電力により定める場合
各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (4) 協議により定める場合
契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6. 料金の単価および算定方法

- (1) 月々の料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

契約電流、契約容量または契約電力によって1月単位に決められた料金です。

なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

(イ) 1月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定いたします。

(ロ) 燃料費調整単価に使用電力量を乗じた金額を燃料費調整額として差し引き、または加えて算定いたします。

※燃料費調整制度

・火力発電に必要な原油、LNG および石炭の燃料価格の変動に応じて毎月の電気料金に反映させる制度です。為替レートや市場の動きなどを要因とした燃料価格の変動に応じて、電気料金も変動します。

・燃料費調整は、原油、LNG、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算

定し、調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限はありません。）を、下回る場合はマイナス調整を行いません。

・燃料費調整単価の推移や燃料費調整制度の詳細等は当社のホームページ（www.hepco.co.jp）をご確認ください。

八 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じて算定いたします。

- (2) 料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税等相当額を差し引いた金額（以下「税抜金額」といいます。）の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額と、消費税等相当額（料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の合計といたします。）との差額が生じた場合の料金は、(1)にかかわらず、(1)によって料金として算定された金額にその差額を加えたものといたします。

なお、税抜金額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り上げます。

また、税抜金額の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

- (3) 燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。
- (4) 各料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載している各契約要綱等をご確認ください。

7. 検 針 日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

8. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合には、料金を日割計算いたします。

9. 使用電力量等の算定

- (1) 料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるお客様の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を30分ごとの使用電力量とし、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等に定める接続供給電力（30分ごとの接続供給電力量の値を2倍した値）

の最大値といたします。

- (3) 当社は、使用電力量等を11（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (4) 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

10. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、接続供給会社から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただきます。

11. 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。
- (4) 発行手数料は、次のとおりといたします。
1 料金の算定期間および1契約につき330円00銭
- (5) (3)によって料金とあわせて発行手数料を支払っていただく場合で、税抜金額および発行手数料に係る税抜金額の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額と、消費税等相当額（料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額および発行手数料に係る消費税等相当額の合計といたします。）との差額が生じたときは、料金および発行手数料とあわせてその差額を支払っていただきます。

なお、発行手数料に係る税抜金額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

また、税抜金額および発行手数料に係る税抜金額の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額および発行手数料に係る消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

12. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 料金については、原則としてクレジットカードにより支払っていただきます。ただし、お客さまが希望され、かつ当社との協議が整った場合には、口座振替により支払っていただきます。また、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。

13. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合、または料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過して口座から引き落とされたときは、延滞利息を申し受けません。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

14. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が接続供給会社から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社が接続供給会社から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が接続供給会社から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

15. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) **お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし、接続供給会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。**
- (2) (1)の場合で、当社が接続供給会社から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

16. 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 託送約款等に定めるところにより接続供給会社によって電気の供給を停止されたお客さまが接続供給会社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ 標準約款および契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他標準約款および契約要綱から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ お客さまがその他標準約款および契約要綱に反した場合

- (2) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

17. 違約金

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 動力を使用する需要に適用する契約種別を適用する場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、標準約款および契約要綱に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

18. 損害賠償の免責

- (1) 3（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および託送約款等に定めるところにより接続供給会社が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところによって接続供給会社が電気の供給を停止した場合または標準約款および契約要綱に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

19. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が接続供給会社から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

20. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
 - イ 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
 - ロ その他標準約款および契約要綱によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (2) 接続供給会社は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施

することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

21. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を接続供給会社に通知していただきます。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の接続供給会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが接続供給会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が接続供給会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を接続供給会社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、接続供給会社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

22. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、標準約款の契約の申込みで定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでん首都圏ポータルサイト」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

23. 需給契約の廃止

お客さまが標準約款および契約要綱にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、接続供給会社は、原則として、お客さまが通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

24. 需給契約の申込みの撤回

需給契約の申込みの撤回を希望される場合は、電話または当社所定の様式により当社へお申込みください。

なお、申込みのタイミングによっては需給開始となる場合があります。需給開始となる場合は、23（需給契約の廃止）にもとづく需給契約を廃止することができますが、需給開始以降、需給契約が消滅するまでの料金は、お客さまに支払っていただきます。

25. 信用情報の共有

標準約款および契約要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

26. そ の 他

- (1) 契約期間の満了に先だって、原則として適用を受ける契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) 契約要綱の契約種別から他の契約種別に変更された後 1 年間は、原則として他の契約種別に変更される前に適用を受けていた契約要綱を適用いたしません。
- (3) 最大需要電力にもとついて契約電力を定めた後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてお客さまの申出または契約主開閉器の定格電流にもとついて契約電流、契約容量もしくは契約電力を定めることはできません。また、お客さまの申出または契約主開閉器の定格電流にもとついて契約電流、契約容量もしくは契約電力を定めた後 1 年に満たないお客さまについては、原則として最大需要電力にもとついて契約電力を定めることはできません。
- (4) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、標準約款および契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）および需給契約要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、標準約款および契約要綱を変更する必要が生じた場合

ハ その他、標準約款および契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (5) 標準約款および契約要綱を変更する場合には、当社は、標準約款および契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでん首都圏ポータルサイト」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでん首都圏ポータルサイト」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (6) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでん首都圏ポータルサイト」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでん首都圏ポータルサイト」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (7) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、標準約款および契約要綱に定めるところによります。

なお、標準約款および契約要綱は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認ください。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間は、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム (www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html) を通じてメールにより無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが、書面を発信し、またはメールを通知したときから発生します。
2. 前項の場合、お客さまは、
 - ① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ 電気の供給こともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム (www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html) を通じてメールによりクーリングオフすることができます。

[お問い合わせ先]

●電話によるお問い合わせ

ほくでん首都圏お問い合わせ窓口

(電話番号) 0570-028-855

受付時間：平日 9:00~17:00

(休業日：土曜日・日曜日・祝日,
12月29日~1月3日, 5月1日)

●インターネットによるお手続き

(お引越し, ご契約変更のお手続きなど)

ほくでん首都圏ポータルサイト

(URL) <https://www.epower-portal.com/hepco/>

受付時間：24時間 (システムメンテナンス時間帯を除く)

北海道電力株式会社

(小売電気事業者登録番号 A0267)

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地